

『アウルが創造する未来』

(有) グッドライフ

当社のこれまでの取り組み

「認知症対応型共同生活介護」

「認知症対応型通所介護」

基本理念

- 穏やかで、楽しい、尊厳ある生活を保障します
- その人らしいあたりまえの生活を保障します

ケア理念（創設時）

- ・ 専門的な知識と技術を持ち
- ・ 高齢者にとって望ましい適切なケア環境を整え
- ・ たえず適度な刺激を与えることによって、
高齡者が持っている健康な能力を引き出すような
- ・ そして何よりも、高齡者の自尊心が高められるような
ケアを提供する

会社の概要

平成13年 有限会社 グッドライフ

(平成13年5月30日 有限会社グッドライフを設立 社福) 幸清会に勤務しながら準備を進める)

平成14年 認知症対応型生活介護 アウル 2ユニット

(グループホーム)

平成15年 認知症対応型通所介護 アウル

(デイサービスセンター)

平成16年 認知症対応型生活介護 アウル登別館 2ユニット

(グループホーム)

平成17年 グランデージ北湘南 安心ハウス アウル

平成17年 居宅介護支援事業所 アウル (平成28年廃止)

平成28年 サービス付き高齢者向け住宅 アウル

平成29年 小規模多機能型居宅介護 アウル

地域密着型サービス

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

	サービスの種類	サービスの内容	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	小規模多機能型 居宅介護 介護予防小規模 多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型 共同生活介護 ※要支援2の人のみ	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
	夜間対応型 訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	認知症対応型 通所介護 介護予防認知症 対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) の生活の実際

- 入居している人が主体である
- 生活することを支援する
- 基本は、私たちが自宅で暮らすのに近い形で暮らす
- 食事は、献立はその日そのとき、気分に合わせて入居している人たちが中心になって決める
- 自ら食材を調達し調理し食べる
- アルコールも嗜好品も自由
- 散歩や買い物に自由にでかける
- みんなで旅行もする
- 入居者同士たまにけんかもする
- 共同生活のよさを活かして暮らす
- 職員は、家事や日常生活でできないことを支援する
- 入居者同士がうまくかかわれるようにサポートする

認知機能の障害への支援

- 『手続き記憶に働きかける』
- 『見当識への働きかけ』
- 『実行機能への働きかけ』

グループホームの場合の 支援について

『認知機能の繋がりと継続』

繋がる日常

認知症対応型通所介護

◆デイサービスでの生活

1. 『認知症』を理解すること
＝認知症としっかり理解し、生活の中での認知機能の状態を知った上で支援すること。
2. 『人として』の姿（全体像）を見極めること
＝人を知る、つまり『人となり』を知った上で主体性を尊重した支援をすることです。
3. 『生活』の再編・再構築を営むこと
＝知り得た『人となり』と『認知機能の状態』を考慮し、日常生活上の行為等を見極め
抜け落ちた生活の部分を繋げる支援をすることです。
4. 『地域』や『社会』と繋がっていること
＝もっと広い意味での生活環境へと繋げてゆくこと、又は地域や社会との接点を断ち切らないことです。

デイサービスの場合の 支援について

『在宅生活の繋がりと継続』

新しい事業の提案

- ①サービス付き高齢者向け住宅
- ②小規模多機能型居宅介護

1. サービス付き高齢者住宅について

サービス付き高齢者住宅とは、一人暮らしや夫婦世帯の高齢者が自立した生活を維持できるように工夫された住宅です。そのために車椅子での生活を容易にする構造・設備を備える等、住宅としての機能を重視しており、ここでは状況把握サービス・生活支援サービスを選択できる他、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した日常生活を営めるように配慮しています。

2. 入居要件

- ①原則として60歳以上の単身高齢者。ただし、夫婦用居室については、当該者とその者の配偶者、その他特別な事情により当該者と共に入居させる事が必要と認められる場合はこの限りではありません。
- ②要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方。
- ③伝染性疾患等を有せず、かつ共同生活が可能であること。
- ④各種サービスを利用することにより、自立した生活を送れる方。
- ⑤生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の入居料を継続的に支払うことが可能である方。

※各種サービスを利用しても自立が困難と判断される場合は、入居をお断わりさせていただくこともございます。

3. 生活支援サービスの概要

①状況把握サービス

・安否確認サービス

毎日少なくとも1回以上本人の部屋に訪問して安否確認を行い、食事や外出等の機会に声かけを行います。

・緊急時対応サービス

日中、夜間とも、各居住部分に緊急通報設備が設置されており通報があった場合には速やかに対応します。また、ご家族に速やかに連絡します。

②生活相談サービス

・入居生活に関する相談を受け付け対応いたします。

・一般的対応や紹介ができる相談に対し、常駐する事業所のスタッフが助言を行います。

・専門的な相談や助言のために、専門機関を紹介いたします。

・医療、介護については専門の事業所等を紹介いたします。

・郵便物、配達物等を不在時などに一時的にお預かりいたします。

4. その他

A. サービスの提供方法

①毎日必ず9時から18時までは職員が常駐します。

②職員が不在の時間帯については、緊急通報システムにより対応します。

B. 持ち込み品について

各個室毎にトイレ・収納庫等が容易されております。しかし、それ以外の生活に必要な物品等におかれましては、現在使用中の物で構いませんのでお持ち込み下さい。尚、居室に洗濯機は設置できませんので、共用のコインランドリーをご使用下さい。

C. 金銭管理について

当施設では職員による金銭管理は致しておりませんので、予めご了承願います。

D. 介護保険の利用について

介護認定を受けた方については、在宅同様にデイサービス、訪問介護訪問看護、訪問リハビリ等の在宅介護サービスを利用することが出来ます。

E. その他のサービス

- ・ 食事のサービス（朝食・昼食・夕食）
食堂にて栄養管理の行き届いた食事をいただけます。
- ・ コインランドリーサービス
- ・ 入浴サービス

F. その他

- ・ ご本人様による外出、外泊が自由に行うことが可能です。
（必要に応じて届出）
- ・ 入居後に自立した生活が困難になった場合には、ご本人、ご家族等と相談させていただき、その人にあった福祉サービスが見つかるまでサポート致します。

小規模多機能型居宅介護

基準省令から見る目的

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

小規模多機能型居宅介護について①

☆ 3つの基本的な機能

『通える＝通いサービス』

『泊れる＝宿泊サービス』

『訪問する＝訪問サービス』

☆ 自宅生活を支える24時間型のパッケージ・サービス

- ・ 要介護認定に応じた1ヶ月定額料金
- ・ 訪問看護や福祉用具の利用も（可限度付き）

小規模多機能型居宅介護について②

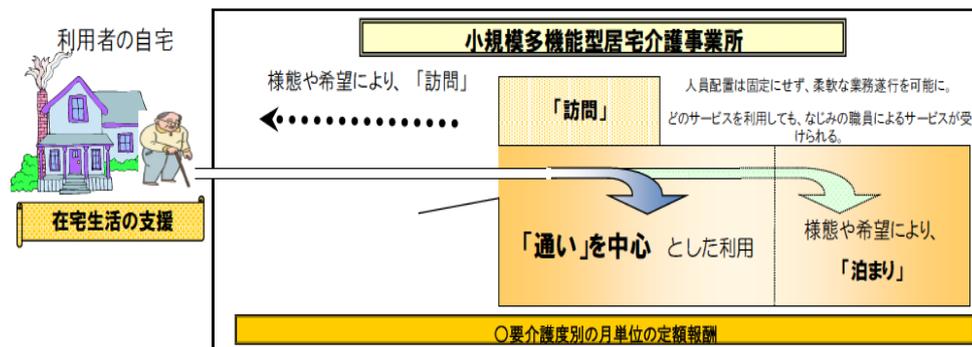
☆ケアプランを立てるのは、事業所所属のケアマネで、このケアマネもパッケージに織り込み済み。

(デメリット⇒居宅からのケアマネを切り替えなければならない)

☆その他

- ・一つの事業所に通う、宿泊する場所を備えていて同じ職員が応じること
- ・その事業所が24時間稼働していること
- ・予め定めた利用日以外の際に臨機応変に対応しやすいこと
- ・登録会員性なので利用者間のつながりを深めやすいこと

小規模多機能型居宅介護のサービス提供イメージ



地域交流室の設置と活用

地域交流室の活用

地域の皆様に有効に活用していただく空間です

(例えば)

地域の集まりや会合、会議

茶話会の開催

季節の行事や催し事

介護予防教室の開催など

地域の皆さんに、自由に楽しく使える場所として使っていただけると
幸いです

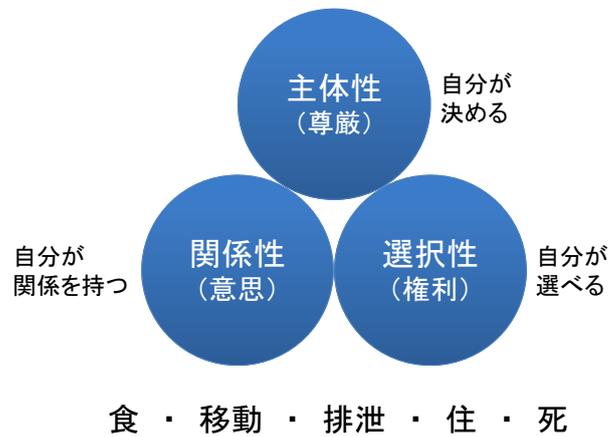
サ高住と小規模多機能型居宅介護との 一体的な支援体制の構築に向けた提案

- 小規模多機能型居宅支援事業による支援体制の確立
 - ・ 小規模多機能型居宅介護を拠点とした、一体的なサ高住（自宅）の24時間支援体制の確立
- 介護予防的なプログラムの充実
 - ・ 「介護予防」と「自立支援」の推進の場
 - ・ 運動、認知機能訓練、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり防止などを目的とした教室型のプログラムの提案。
 - ・ 日常生活の見守り、食事全般、暮らし、通院、娯楽など
- 地域相談支援事業の開設
 - ・ 入居相談窓口の設置
 - ・ 介護、健康等に関する相談窓口の設置
 - ・ 相談機関への紹介

支援体制図



『人間』が
よりよく『生きぬく』ための3つの原則



ご清聴を感謝いたします
ありがとうございました